

柏市小規模保育事業A型認可基準等について（補足）

「柏市地域型保育事業設備運営基準条例（柏市条例第29号）」，「柏市小規模保育事業A型運営事業者募集要領」のほか，以下の補足事項を全て満たす必要があります。

なお，記載していない運用に関する基準等については，認可保育園に関する各種関係法令，通知通達，指針等に準拠するほか，定めのない事項については，本公募による選定事業者と個別具体的に協議するものとします。

1. 認可基準概要

定員等について	
保育年齢及び定員	0歳～2歳児 6人以上19人以下
設備構造等について	
保育室等	2歳未満児1人当たり 3.30㎡以上 2歳児以上1人当たり 1.98㎡以上 ※保育室等の面積は備品や大型家具等を除いた，実際使用できる有効面積で算定。
調乳設備	乳児用の設備として，調乳の設備を調理設備とは別に設けること。＊
沐浴設備	乳児用の設備として，沐浴の設備を設けること。乳幼児用の便所，乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
洗濯室	独立の室である必要はないが，専用のスペースが確保されていることが望ましい。
乳幼児用便所	①乳幼児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えること。 ②受入れ乳幼児数に合わせて便器を設置すること。 ③汚物処理設備を設けること。

※ただし，連携施設から給食を搬入し，かつ0歳児の保育を行わない場合は，調理設備を兼ねることができる。

医務コーナー	静養又は隔離機能をもつスペースを確保し、医薬品等を常備すること。事務室等との兼用を可とする。
事務室	事業所に備えおくべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室を設置すること。
調理設備	「大量調理施設衛生マニュアル」（生食発0616第1号平成29年6月16日）を基本とし、かつ以下の設備を満たすことが望ましい。 ① 調理設備部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で保育室等と区画されており、衛生面で問題のないこと。 ② 定員分の給食を供給するために必要な加熱又は保温ができる設備を設置すること。 ③ 保存食をマイナス20度以下で2週間以上保存できる冷凍冷蔵庫を設置すること。 ④ シンクがあること（2槽以上のシンクとする）。 ⑤ 調理台，配膳台があること（配膳台は配膳車と兼用可） ⑥ オーブンがあることが望ましい（電子レンジに付属する機能で可） ⑦ 手洗い器，食器消毒保管庫，食器洗浄機があることが望ましい。
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.30㎡以上 ※ただし、敷地内に、適当な遊び場を確保することが困難な場合は、それに代わるべき公園等が付近にあること。
建物	① 建築確認済証及び検査済証（建築基準法適合状況調査報告書を作成し、法適合状況に基づく協議を希望する場合を除く）の交付が確認できること。

	②耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること，又は耐震補強工事実施済みであること（昭和５６年６月施行の新耐震基準に基づき，設計及び建築された建物を除く）。 ③消火器及び非常警報器具を設けること。 ④カーテン，敷物，建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。 ⑤敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されていることなど，小規模保育事業を行う上での安全性が担保されていること。
職員について	
管理者	次の要件を満たすこと。 ①児童福祉事業に２年以上勤務した経験を有する者，又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ※管理者は保育士等の配置基準とは別途配置されており，常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し，かつ有給のものであること。
保育士	０歳児 ３人に１人 １・２歳児 ６人に１人 ※年齢ごとに算出した数の合計数に１を加えた数以上とすること。 ※上記の他，休憩時間を確保するための保育従事者（非常勤職員）を１人加配すること。 ※保育標準時間認定の場合は，非常勤の保育従事者（３時間）１人を加配すること。 ※管理者を配置しない場合は事務職員１人（非常勤）を配置すること。
嘱託医，嘱託歯科医	必置（連携施設と同一の嘱託医に委嘱するよう努力すること）

調理員等	必置（栄養士または調理師（非常勤）を配置すること） 連携施設または給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合，または調理業務の全部を委託する場合は不要とする。
保育内容について	
保育内容	保育内容は，保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号全部改正）に準拠するとともに，小規模保育事業の特性に留意して，保育する児童の状態に応じた保育を行わなければならない。
給食	①施設内で調理した給食を提供すること。 ※一定の基準を満たした場合は外部搬入の方法も可。 なお，外部搬入施設は下記のいずれかの施設とする。 ・連携施設 ・当該小規模保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育を行う事業所，社会福祉施設，医療機関等。 ②利用する乳幼児に対して，給食（主食・副食）を提供すること。 ③離乳食やアレルギー食等，配慮を要する児童の対応食など，個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
健康診断	①利用児童に対し，入所前健康診断及び，少なくとも年２回の定期健康診断を実施すること。 ②職員への健康診断は少なくとも年１回実施し，調理等に携わる者は毎月検便を行うこと。

その他	
連携施設	次に掲げる 7 項目について，連携協力する施設を設定すること（認可外施設は不可）。 ① 食事の提供に関する支援（自園調理の場合，連携不要） ② 嘱託医による健康診断等に関する支援（自園で嘱託医を配置する場合，連携不要） ③ 屋外遊戯場の利用に関する支援 ④ 合同保育に関する支援 ⑤ 後方支援（乳幼児の保育相談及び緊急時の代替要員派遣等） ⑥ 行事への参加に関する支援 ⑦ 卒園後の受け皿 特に⑦については卒園後の確実な受入れ先があることにより，保護者の安心，ひいては事業の安定性確保につながることから，通園の妥当性等を鑑み，確保すること。 なお，小規模保育事業 A 型設置予定地から連携施設までの距離は，原則として，実際の移動距離で 1.5 k m までとする（柏駅前送迎保育ステーションの送迎先となっている園と連携する場合においては，連携施設までの距離を，当該ステーションまでの距離とすることが出来る。）。 ※連携内容を明確にした連携契約確約書（書式自由）を提出するものとし，柏市小規模保育事業 A 型運営事業者に選定された場合には協定書を締結すること。 ※連携施設は柏市内の施設とすること。 ※複数園連携については，別途「小規模保育施設の複数園連携について」を確認すること。